

# 申告を お忘れなく！

## 住民税のしくみが変わりました！

市町村への申告により、住民税が減額されます

対象となる方は…



- ①「所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方」
- ②「平成19年に所得が減って所得税が課せられなくなった方」です

### ① 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

控除しきれなかった分は住民税（所得割）から控除されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除されます。（平成19年以降に入居した場合は、新たな住宅ローン控除制度の特例の対象となります。）

申告期間  
平成20年  
3月17日  
まで

#### 申告の方法

平成20年1月1日現在、南部町にお住まいの方で、平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合は、「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
給与のみで所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して南部町の申告時に提出してください
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに、税務署または南部町の申告時に提出してください

### ② 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

住民税の一部が還付されますので、申告が必要です

税源移譲により、ほとんどの方は平成19年分以降、所得税の負担が下がり、住民税の負担が上がるようになります。

しかし、退職などによって所得が減ると、平成19年分の所得税は課税されず、住民税のみ課税される場合があります。（住民税は平成18年中の所得を基に算定されるため）このように、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

申告期間  
平成20年  
7月1日～31日  
まで

申告先  
平成19年1月1日現在  
お住まいの市区町村へ

#### 申告の方法

平成19年度分住民税が課税で、平成19年1月1日現在南部町にお住まいの方は、南部町税務課へ減額申告書を提出してください。（他の市区町村へ転出された方や転入された方は、申告先をお間違えにならないよう注意してください。）

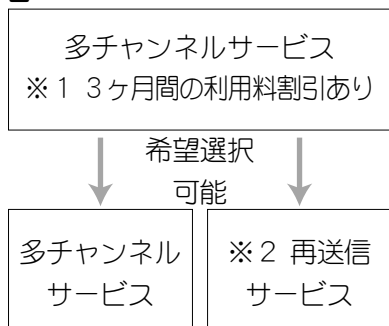
お問い合わせ先 税務課（TEL 66-4802）または米子税務署（TEL 32-4121）

### ケーブルテレビ未加入世帯の方にお知らせします

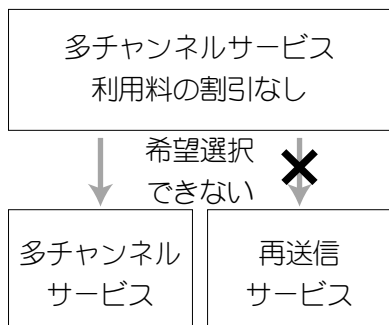
今までに加入をされた方には、3ヶ月間の利用料金割引(※1)と、再送信サービス(※2)への移行特典がありました。平成20年3月31日をもって、この特典が利用できる新規加入受け付けが終了になります。まだ、ご加入をされておられない方で、加入を検討されている方は、お早めに加入手続きをお願いします。

#### 再送信サービス移行の流れ

##### ■平成20年3月末までに加入した場合



##### ■平成20年4月以降に加入した場合



※1「3ヶ月利用料金割引」とは、加入開始後3ヶ月は利用料金が525円になる割引制度です。

※2再送信サービスとは、なんぶSANチャンネル、中海4チャンネル、中海テレビニュース、NHK総合(鳥取・島根)、NHK教育、日本海テレビ、山陰放送、山陰中央テレビの9チャンネルが視聴できる南部町での特別なサービスです(月額525円)

**お問い合わせ先**  
 中海テレビ放送  
 TEL 29-2211

### 厚生年金特例法についてのお知らせ

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

#### ■厚生年金特例法の概要

年金記録第三者委員会が  
 ① 事業主が従業員から厚生年金保険料を給料天引きしながら  
 ② 社会保険庁に納付したことが明らかでない  
 と認定した場合には、社会保険庁は年金記録確認第三者委員会の認定事実により年金記録訂正し、年金額に反映します。

↓

事業主は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付することになり、社会保険庁はその納付を勧奨します。(事業主が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します)

↓

社会保険庁は、事業主または役員が保険料を納付しない場合には、その事業主名または役員の氏名を公表します

↓

公表してもなお納付されなかった場合には、国が保険料を負担します。(その後も事業主への請求等を行います)

**お問い合わせ先**  
 ねんきんダイヤル  
 TEL 0570-05-1165  
 (平日8:30~17:15)  
 米子社会保険事務所  
 TEL 34-6111

### 要保護・準要保護就学援助についてお知らせします

南部町では、小中学校へ通学している児童、生徒のいる経済的にお困りの世帯を支援する就学援助があります。

#### ■対象となると思われる世帯／

- ① 生活保護を受けておられる世帯、または生活保護が停止、または廃止となった世帯
- ② 市町村民税の非課税世帯、固定資産税・国民年金の掛金が減免されている世帯
- ③ 保護者が倒産、病気等の理由などにより失業し、収入が著しく減った世帯等

※ 上記に該当しても、世帯の収入状況、資産状況などにより、援助の対象とならない場合があります。

**お問い合わせ先**  
 教育委員会事務局(天萬庁舎)  
 TEL 64-3787

### 就学校の変更について

小中学校へ入学、または在学する児童・生徒は、本人の住所地の属する学区の学校に通学することになっていますが、保護者の申立により教育委員会が事由相当と認めるときは、指定した小学校、または中学校を変更することができます。

※ 希望される方は南部町教育委員会へご相談ください

**お問い合わせ先**  
 教育委員会事務局(天萬庁舎)  
 TEL 64-3787